

別表②

美土里荘短期入所生活介護事業所料金表(個室)

平成30年8月1日以降

要介護度	サービス種類	保 険 内						保 険 外
		所得段階1	所得段階2	所得段階3	所得段階4	2割負担	3割負担	限度額を超えた場合
要支援1	基本料金	437	437	437	437	874	1,311	4,370
	サービス提供体制強化加算Ⅰ口	12	12	12	12	24	36	120
	限度額 5,003単位	滞在費	320	420	820	1150	1150	1150
	利用可能日数 11日	食費	300	390	650	1490	1490	1490
	日額合計	1,069	1,259	1,919	3,089	3,538	3,987	7,130
要支援2	基本料金	543	543	543	543	1,086	1,629	5,430
	サービス提供体制強化加算Ⅰ口	12	12	12	12	24	36	120
	限度額 10,473単位	滞在費	320	420	820	1150	1150	1150
	利用可能日数 19日	食費	300	390	650	1490	1490	1490
	日額合計	1,175	1,365	2,025	3,195	3,750	4,305	8,190
要介護1	基本料金	584	584	584	584	1,168	1,752	5,840
	夜勤職員配置加算Ⅰ	13	13	13	13	26	39	130
	サービス提供体制強化加算Ⅰ口	12	12	12	12	24	36	120
	限度額 16,692単位	滞在費	320	420	820	1150	1150	1150
	利用可能日数 27日	食費	300	390	650	1490	1490	1490
	日額合計	1,229	1,419	2,079	3,249	3,858	4,467	8,730
要介護2	基本料金	652	652	652	652	1,304	1,956	6,520
	夜勤職員配置加算Ⅰ	13	13	13	13	26	39	130
	サービス提供体制強化加算Ⅰ口	12	12	12	12	24	36	120
	限度額 19,616単位	滞在費	320	420	820	1150	1150	1150
	利用可能日数 28日	食費	300	390	650	1490	1490	1490
	日額合計	1,297	1,487	2,147	3,317	3,994	4,671	9,410
要介護3	基本料金	722	722	722	722	1,444	2,166	7,220
	夜勤職員配置加算Ⅰ	13	13	13	13	26	39	130
	サービス提供体制強化加算Ⅰ口	12	12	12	12	24	36	120
	限度額 26,931単位	滞在費	320	420	820	1150	1150	1150
	利用可能日数 30日	食費	300	390	650	1490	1490	1490
	日額合計	1,367	1,557	2,217	3,387	4,134	4,881	10,110
要介護4	基本料金	790	790	790	790	1,580	2,370	7,900
	夜勤職員配置加算Ⅰ	13	13	13	13	26	39	130
	サービス提供体制強化加算Ⅰ口	12	12	12	12	24	36	120
	限度額 30,806単位	滞在費	320	420	820	1150	1150	1150
	利用可能日数 30日	食費	300	390	650	1490	1490	1490
	日額合計	1,435	1,625	2,285	3,455	4,270	5,085	10,790
要介護5	基本料金	856	856	856	856	1,712	2,568	8,560
	夜勤職員配置加算Ⅰ	13	13	13	13	26	39	130
	サービス提供体制強化加算Ⅰ口	12	12	12	12	24	36	120
	限度額 36,065単位	滞在費	320	420	820	1150	1150	1150
	利用可能日数 30日	食費	300	390	650	1490	1490	1490
	日額合計	1,501	1,691	2,351	3,521	4,402	5,283	11,450

◆各種加算等のご案内

名称	単価(1割負担の場合)	摘要
サービス提供体制強化加算Ⅰ口	12単位/日	介護職員のうち、常勤換算で50%が介護福祉士資格者であった場合に加算します
夜勤職員配置加算Ⅰ	13単位/日	夜勤帯の介護・看護職員が基準を1人以上上回っている場合に加算します
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位の8.3%	各加算を含むサービス費合計(月額)に8.3%を乗じた額を加算します。そのため、月額の利用日数や加算状況に応じ金額が変動します
若年性認知症受入加算	120単位/日	若年性認知症と診断された方に対してサービス提供を行った場合に加算します
送迎を行った場合	184単位/片道	サービス利用に当たり自宅～施設間の送迎を行った場合、片道ごとに加算します
緊急短期入所受入加算	90単位/日	居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所を急遽利用した場合、7日(または14日)を限度に加算します
長期利用減算	-30単位/日	連続30日を超えて利用した場合、31日目は全額自費となり、その後1日30円を減算します

◆所得段階のご案内

利用者負担段階 (所得段階)	対象者	食費 (1日あたり)	居住費(1日あたり)	
			多床室	個室
第1段階	世帯全員が市町村民税を課税されていない方で、 老齢福祉年金を受給されている方。 生活保護等を支給されている方。	300円	0円	320円
第2段階	世帯全員が市町村民税を課税されていない方で、 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。	390円	370円	420円
第3段階	世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が市町村民税を課税されていない方で第2段階以外の方。	650円	370円	820円
第4段階	上記以外の方	1,380円 +消費税	840円	1,150円

※第4段階の方の食費には消費税が加算されます。消費税率が変更になった場合は変更させていただきます。

※外泊・入院された際の居住費については、他利用者による居室利用がない場合にお支払い頂きます。

◆負担割合のご案内

当事業所のサービス利用料は、法定介護報酬単位数に単価(当地域は1単価10円)を乗じた額となっております。そのうち、ご利用者の負担割合に応じた額をお支払い頂きます。負担割合は下記の要件により認定されます。

負担割合	要件	備考
1割負担	以下に当てはまらない方。	
2割負担	合計所得が160万円以上で、 [単身世帯] 年金とその他の所得の合計が280万円以上 (年金収入のみの場合は280万円以上相当) [夫婦世帯] 年金とその他の所得の合計が346万円以上	
3割負担	①合計所得が220万円以上で、 [単身世帯] 年金とその他の所得の合計が340万円以上 (年金収入のみの場合は344万円以上相当) [夫婦世帯] 年金とその他の所得の合計が463万円以上 ②介護保険料の未納期間があり、納期限を2年以上滞納したため自己負担金額が3割に引き上げられた方	①は平成30年8月以降から適用されます(それまでは2割負担となります)

◆その他の費用のご案内

持ち込み家電	冷蔵庫	500円 / 月	家電製品を持ち込んで居室内でご利用いただくことが可能です。ただしその場合、電気代として所定の金額を頂戴いたします。料金は毎月のサービス利用料と併せて請求いたします。
	テレビ	300円 / 月	
	電気毛布	300円 / 月	
散髪代		1,500円/回	月1回、散髪の機会を設けています(概ね第1月曜日)。希望に応じ、施設内で散髪をすることが可能です。その場合、所定の料金を頂戴します。料金は毎月のサービス利用料と併せて請求いたします。
特別室利用料金		200円 / 日	個室のうち、特別室をご利用の場合1日あたり200円をご負担いただきます。